

議決事項の一部変更について（工事請負）

平成28年12月22日平成28年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第133号平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の締結について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

第3項中「金 266,280,000 円」を「金 254,280,000 円」に変更する。

（提案理由）

平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3について、工事内容等が確定し、これにより協定締結の相手方である日本下水道事業団における管理諸費等が確定したことに伴い、協定の内容の一部を変更しようとするものである。